



平成29年5月20日

「労働安全衛生規則の一部改正」



近年、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきていることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的として、労働安全衛生規則の一部が改正されました。今回は改正の概要のお知らせです。

施行日は平成29年6月1日

★1. 産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供

「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」を産業医に提供しなければならない。



★2. 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報(労働時間・業務内容等)を求めた場合は、当該情報を提供しなければならない。

★3. 特殊健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

特殊健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報(労働時間・業務内容等)を求めた場合は、当該情報を提供しなければならない。

★4. 産業医の定期巡視の頻度

毎月1回以上、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合は、産業医の作業場等の巡視の頻度を少なくとも2月に1回とすることができるようになる。

【一定の情報とは】

- ・「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」
- ・「衛生管理者が週1回以上実施する作業場等の巡視結果(衛生管理者の氏名・巡視の日時・巡視した場所・設備、作業方法又は衛生状態の有害性の有無及びそれに対する措置内容)の情報」

【巡視の頻度を2月に1回とする場合の手順等】

- ①産業医が衛生委員会又は安全衛生委員会に対して、「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」の意見を述べる。
- ②衛生委員会又は安全衛生委員会において、「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」の審議等を行う。
- ③事業者が、衛生委員会又は安全衛生委員会の「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」に関する審議結果を受けて、変更に同意し、毎月1回以上、一定の情報を産業医に提供する。

産業医とは



常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっています。産業医には、その選任・要件・職務が法で定められています。

産業医が見つからないときは・・

- ・健康診断を実施している機関に産業医の資格を有した医師がいて、かつ、他の事業場での産業医活動が可能な場合がありますので、相談してみてください。
- ・親会社等に産業医がいる場合は、その方を産業医に選任できるか相談してみてください。
- ・また、ネットでは「産業医資格を持つ医師在籍施設の一覧」もあるので、探してみましょう。

労働者数50人未満の事業場については、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に、労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならないこととされています。